

鳥取県業務適正化基本方針

業務を適正に行う体制を確保し、効率的かつ効果的に執行することにより、県民から信頼される県政運営を行っていくため、地方自治法第 150 条第 1 項（令和 2 年 4 月施行）に規定する「業務適正化」に関する方針を定め、以下のとおり組織的に取り組みます。

1 業務適正化の目的

職員の行動規範である「県民への誓い」（平成 22 年策定、令和 8 年改訂）の遵守を基本理念とし、次に掲げる目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

- (1) 業務に関わる法令等の遵守
- (2) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (3) 財務報告等の信頼性の確保
- (4) 資産の保全
- (5) 情報・公文書の適正な管理

2 業務適正化で取り組む事務

地方自治法第 150 条第 1 項第 1 号に定める「財務に関する事務」に加え、「個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する事務」に取り組みます。

3 業務適正化の取組内容

- (1) 業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが高い倫理観のもと、関係法令等の規定を理解した上で、業務を執行し、各所属で自己点検するとともに、業務適正化で取り組む事務の制度所管課が、実地検査等により、各所属の業務の点検を実施することで、組織として、チェック出来る体制を確保し、不適切事務の未然防止に取り組みます。
- (2) 業務を効率的かつ効果的に執行するため、業務のスクラップ・アンド・ビルドや処理手順の見直し、A I ・ R P A 等の最新の I C T 技術の活用等に取り組みます。
- (3) 予算、決算等の財務報告や各政策の実施状況に関する報告等への信頼性を確保するため、適正な財務情報等の管理や報告書等の作成に取り組みます。
- (4) 県が保有する財産や現金等の資産を保全するため、現状を把握し、取得、管理、活用、処分等について、適正な手続きを行います。
- (5) 個人情報を含む情報と公文書を適正に管理するため、情報システムの使用及び管理、公文書の施行、簿冊の保存、公印の管理等を適正に行うことで、漏えい、改ざん等の防止に取り組みます。

4 業務適正化の有効性の確保

(1) 業務適正化を推進する体制

政策統轄監を本部長とする業務適正化推進本部を設置し、全庁的に業務適正化を推進します。

(2) 業務適正化の透明性の確保

毎年度、業務適正化の整備及び運用状況を評価し、県議会への報告と県民への公表を行うことで、透明性を確保します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有や意見交換を行い、より効果的な業務適正化の整備、運用に努めます。

令和 8 年 6 月 3 日

鳥取県知事 平井 伸治

附則

この方針は、令和２年２月６日から施行する。

附則

この方針は、令和７年７月３１日から施行する。

附則

この方針は、令和８年６月３日から施行する。

県民への誓い

私たちは、県民のために全力で働きます。

県民の信頼に応えるために

- 法令を遵守し、高い倫理観のもと、公正、公平で誠実に仕事をします。
- 県民の大切な公金をムダにせず、情報を公開し、説明責任を果たします。

県民の豊かで幸せな生活をめざして

- 県民の希望に寄り添い、県民とともに行動します。
- 前例にとらわれず、迅速かつ柔軟に改革し挑戦します。
- 仕事のカイゼンを進めるとともに、職務環境の向上を図ります。
- 人権が尊重され、誰もがネットも含め大切にされる鳥取県づくりを進めます。